

神奈川県新しい公共の場づくりのためのモデル事業の募集に係る審査要領

第1 目的

この要領は、神奈川県新しい公共の場づくりのためのモデル事業実施要綱（以下「要綱」という。）第7条に定めるモデル事業の選定に係る審査に関し必要な事項を定め、公正かつ適正な審査を確保するとともに、審査を円滑に進めることを目的とする。

第2 選考方法

(1) 審査方法

- 審査は、予備審査及び本審査により行う。
- 予備審査は、神奈川県新しい公共支援事業運営委員会第2幹事会（以下「幹事会」という。）が書類審査を行い、本審査は、神奈川県新しい公共支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）が予備審査の結果を踏まえ、総合審査を行う。

(2) 予備審査

- 幹事会幹事は、申請書及び添付書類を、第3に定める評価項目ごとに別表「新しい公共の場づくりのためのモデル事業評価基準」を用いて、各々5段階（総合評価は10段階評価）で点数評価し、その合計点を当該事業にかかる幹事会の得点とする。
- 幹事会幹事が申請案件と利害関係にある場合には、当該幹事は、当該申請案件に対する評価は行わず、他の委員の平均点（割切れない場合は、小数点以下第2位を四捨五入する。）を加算することとする。この場合、当該幹事は、当該申請案件に対する審査等にも加わらない。
- 5段階の意味づけは次のとおりとする。また、10段階で評価する場合には、それぞれの意味をさらにプラスとマイナスで評価する。

意味		5段階評価	10段階評価
当てはまる・期待できる	+	5	10
	-		9
それなりに当てはまる・それなりに期待できる	+	4	8
	-		7
普通・可もなく不可もない	+	3	6
	-		5
あまり当てはまらない・あまり期待できない	+	2	4
	-		3
当てはまらない・期待できない	+	1	2
	-		1

(3) 本審査

- 予備審査で選定された提案者は、公開でプレゼンテーションを行う。
- 運営委員会は、予備審査の結果及びプレゼンテーションの結果を踏まえ、総合的な観点から協議して、実施する事業を選定し、知事に答申する。

- 「新しい公共支援事業実施要領」(平成23年2月16日府政経シ第38号)第5-2-(5)-⑧-イに規定されるNPO等支援重点化枠は、審査時点では同第5-2-(5)-⑧-アに規定される一般枠と同様に審査し、別段の配慮を行わない。
- 事業を選定する際に、予算枠の関係から一般枠の事業より評価の低いNPO等支援重点化枠の事業を採択することを妨げない。
- 「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」(平成23年2月3日付け府政経シ第31号)7-5-3-エに規定されている震災対応案件は、第3(1)ア、同(1)イ及び同(4)アの評価項目に対する評価等で配慮を行う。

第3 評価項目

評価項目については次のとおりとする。

(1) モデル事業としての適合性

ア 新しい公共の場づくりのためのモデル事業の趣旨に合致するか

- ・地域課題の解決に向けた取組みか。

イ NPO等と地方自治体の連携であるか、多様な担い手(マルチステークホルダー)が関与する仕組みとなっているか

- ・NPO等と県・市町村が協働で実施することにより、各々が単独で実施するよりも大きな効果を上げることが期待できるか。
- ・会議体は、多くの主体が参加するものとなっているか。
- ・事業の実施にあたり会議体の意見を反映できるものか。

※震災対応案件については、会議体について柔軟に対応することができることから、プラスに評価するものとする。

(2) 事業内容

ア 目的、計画が妥当であるか

- ・社会にとって重要性、緊急性の高いものか。
- ・実行可能な計画となっているか。

イ 事業に新規性・先進性はあるか

- ・先進的でチャレンジ性に富んでいるか。
- ・団体の特性や専門性が活かされているか。

ウ 費用対効果

- ・収支予算は、NPO等の本来事業と整合性が図られているか。
- ・提案された事業を実施するための経費が適切に計上されているか。あるいは、事業経費を減額することにより、提案された事業を実施するための経費が適切なものとなりうるものか。
- ・事業費に見合った成果を期待できるか。

(3) 事業の効果

ア 事業に継続性・発展性はあるか

- ・会議体は、事業終了後も継続が見込めるものであり、新たな地域課題の発見・解決に寄与できるか。

イ 事業に普及性はあるか

- ・理解者や協力者の拡大が見込めるか。
- ・他の地域に波及することが期待できるか。
- ・マルチステークホルダー・プロセスが他の事業に波及することが期待できるか。

ウ 事業により大きな成果を期待できるか

- ・新しい仕組みを生み出すことなどが期待できるか。

(4) 総合評価

ア 総合的な評価

- ・上記の全ての項目や、申請書、添付書類、プレゼンテーションの内容を総合的に勘案し、魅力のある提案であるか。

附 則

この要領は、平成23年7月5日から適用する。

別表

新しい公共の場づくりのためのモデル事業評価基準

評価項目		書類	
モデル事業としての適合性	新しい公共の場づくりのためのモデル事業の趣旨に合致するか	・地域課題の解決に向けた取組みか。	/5
	NPO等と地方自治体の連携であるか 多様な担い手（マルチステークホルダー）が関与する仕組みとなっているか	・NPO等と県・市町村が協働で実施することにより、各々が単独で実施するよりも大きな効果を上げることが期待できるか。 ・会議体は、多くの主体が参加するものとなっているか。 ・事業の実施にあたり会議体の意見を反映できるものか。 ※震災対応案件については、会議体について柔軟に対応することができることから、プラスに評価するものとする。	/5
事業内容	目的、計画が妥当であるか	・社会にとって重要性、緊急性の高いものか。 ・実行可能な計画となっているか。	/5
	事業に新規性・先進性はあるか	・先進的でチャレンジ性に富んでいるか。 ・団体の特性や専門性が活かされているか。	/5
	費用対効果	・収支予算は、NPO等の本来事業と整合性が図られているか。 ・提案された事業を実施するための経費が適切に計上されているか。あるいは、事業経費を減額することにより、提案された事業を実施するための経費が適切なものとなりうるものか。 ・事業費に見合った成果を期待できるか。	/5
事業の効果	事業に継続性・発展性はあるか	・会議体は、事業終了後も継続が見込めるものであり、新たな地域課題の発見・解決に寄与できるか。	/5
	事業に普及性はあるか	・理解者や協力者の拡大が見込めるか。 ・他の地域にも波及することが期待できるか。 ・マルチステークホルダー・プロセスが他の事業に波及することが期待できるか。	/5
	事業により大きな成果を期待できるか	・新しい仕組みを生み出すことなどが期待できるか。	/5
総合評価	総合的な評価	・上記の全ての項目や、申請書、添付書類、プレゼンテーションの内容を総合的に勘案し、魅力のある提案であるか。	/10
小計			/50
他の委員の点数	(委員)		/50
	(委員)		/50
	(委員)		/50
委員の合計点			/200